

令和3年度 中山間地域等直接支払交付金の取組状況





中山間地域等直接支払制度とは

中山間地域等は、流域の上流部にあり、農業・農村が有する水源の確保や洪水防止機能といった多面的機能によって、下流部の人たちの生命・財産など暮らしが守られている。

しかしながら、中山間地域における農業は、平地に比べて自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手減少や耕作放棄が顕著である。

この状況を踏まえて、中山間地域における多面的機能の確保、耕作放棄地の防止等を図る観点から、法、関連政省令及びその他通知により、交付金を交付するものである。



農用地の維持・管理等の実施状況

令和3年度は、61協定（60集落協定・1個別協定）がそれぞれの地域で以下のような農業生産活動を実施した。

- (1) 農地法面の点検
- (2) 景観作物の作付
- (3) 柵、ネット等の設置による鳥獣被害対策
- (4) 農地と一体となった周辺林地の下草刈り
- (5) 草刈り、防虫対策等の保全管理
- (6) 農業の継続が困難となった農地が発生した場合に備えたサポート体制の構築



対象地域

特定農山村法・山村振興法等いわゆる8法に指定されている地域で、傾斜がある等の基準を満たしている一団の農用地



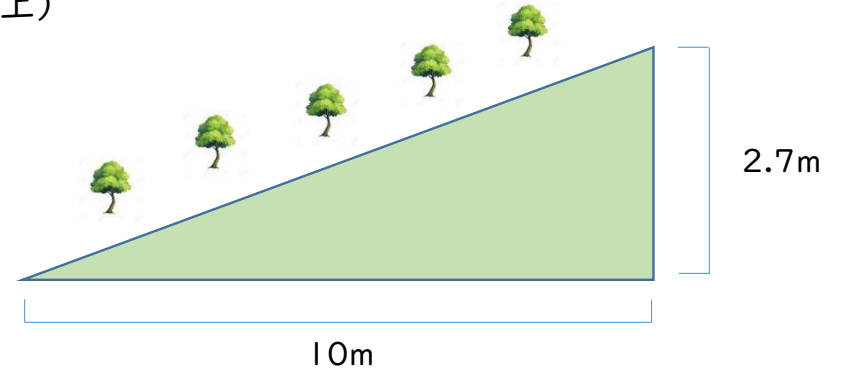
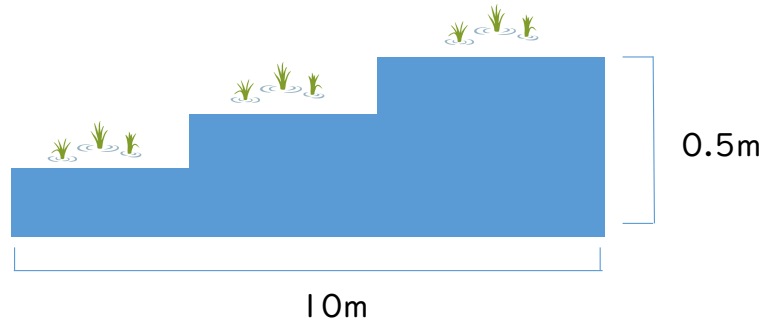
対象農地

- ・急傾斜地(田:20分の1以上,畑・草地・採草放牧地:15度以上)
- ・緩傾斜地(田:100分の1以上20分の1未満、畑・草地・採草放牧地:8度以上15度未満)
- ・自然条件により小区画・不整形な田
- ・高齢化率、耕作放棄率の高い集落にある農用地

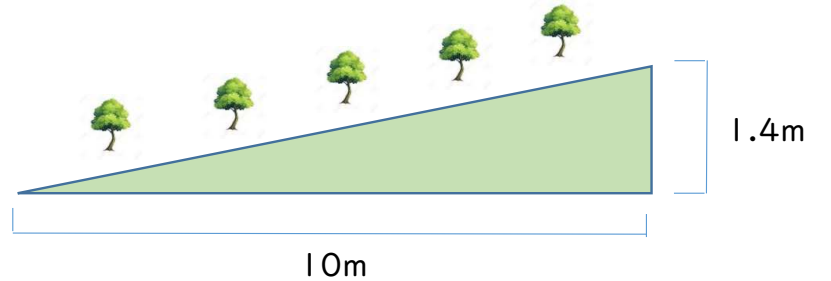
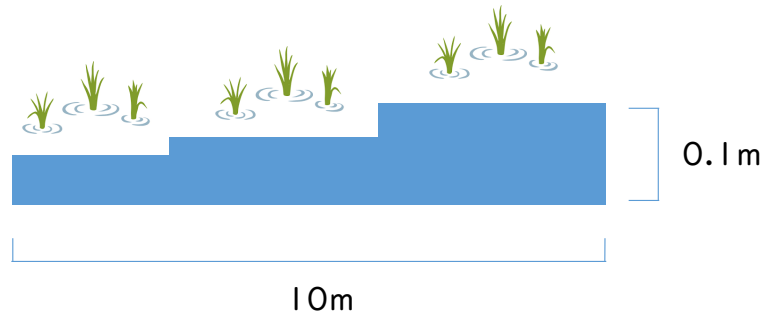


傾斜の基準等

① 急傾斜地 (田 1/20以上、畑、草地、採草放牧地: 15°以上)



② 緩傾斜地 (田 1/20未満 1/100以上、畑、草地、採草放牧地: 8°以上 15°未満)





交付単価

地目	主な区分	10aあたり単価	
		通常単価 (10割単価)	基礎単価 (8割単価)
田	急傾斜地	21,000円	16,800円
	緩傾斜地	8,000円	6,400円
畑	急傾斜地	11,500円	9,200円
	緩傾斜地	3,500円	2,800円
草地	急傾斜地	10,500円	8,400円
	緩傾斜地	3,000円	2,400円
採草放牧地	急傾斜地	1,000円	800円
	緩傾斜地	300円	240円



対象者

❖ 集落協定

協定の構成員に制限なし（農業者、非農業者、農業法人、教育機関等団体も可能）
ただし、交付金の交付対象となるのは、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

❖ 個別協定

協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等
（1人又は1法人のみで構成される協定）

主に利用権設定、又は基幹的作業（田植え、稲刈り等）を受託した農地が対象であり、
交付金額全てが個人配分となる。



交付金の使途

交付金は、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することができるが、納税者の理解を得るため、制度の趣旨に関する経費以外の利用は認められない。

- ・協定の共同利益と関連性の薄い個人資産取得のための支出
- ・目的や使徒の不明確な積立・繰越等
- ・集落内の親睦を目的として集まり（親睦会、懇親会、反省会等）の飲食代

また、共同活動の支出は、協定が主体として実施する活動に対する経費であり、構成員が同一だとしても自治会等への施設修繕補助等の名目での支出は好ましくない。

※中山間組織の事業であることを書面等で保管しておくことが大切！



交付金の使途（個人配分と共同取組活動）

❖ 個人配分

条件不利地で農業を行うことについての、条件有利地との格差を埋めるため、交付金のうち個人へ配当するもの。

集落協定の交付額の1/2以上は、個人配分とするが、集落の合意があればこの限りではない。

❖ 共同取組活動

集落協定が実施する活動の経費全般に対して支出するもの。

役員報酬、会議や農業生産活動等に関する経費など集落協定の合意のもとであれば、様々な事に支出が可能である。



ファイルのダウンロード

- ❖ 令和4年度 中山間地域等直接支払制度（第5期対策）パンフレット

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-69.pdf

- ❖ 令和3年度 中山間等直接支払交付金一覧

<https://www.city.isa.kagoshima.jp/wp-content/uploads/2022/08/95ef75c3d292418a4fae7954cc8d06cc.pdf>

【問合せ先】

☎895-2701

伊佐市菱刈前目2106

農政課 担い手支援係

TEL 0995-26-1365

FAX 0995-26-1244

